

福知山市入札監視委員会（平成24年度第2回）議事概要

開催日時及び場所	平成24年11月30日（金） 午後2時30分～4時30分 ガス水道部301会議室	
出席委員氏名（職業）	委員長 高橋 行雄（弁護士） 委員 伊多波 良雄（大学教員） 委員 春木 和仁（大学教員）	
議 事 概 要	<p>1 開会</p> <p>2 報告 ・前回の課題について</p> <p>3 議事 （1）平成24年度の入札及び契約手続の運用並びに実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員の選出 ・春木委員を選出（五十音順で2名の持ち回り） （4）次回開催日程の調整 後日、調整する</p>	
審 議 対 象 期 間	平成24年4月1日 ～ 平成24年9月30日	
条件付一般競争入札	2件	対象件数 5件
公募型指名競争入札	0件	
指名競争入札	2件	
随 意 契 約	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>変更契約の取扱いを厳しくしていくこと、随意契約する場合の説明責任、及び予定価格の考え方について十分検討していただきたい。また、業者選定方法、工事発注時期についても検討いただき、制度改革を更に進め、公正な競争の確保に努力いただきますようお願いいたします。</p>	

別 紙

「2 報告 前回の課題について」

意見・質問	回 答 等
<p>○変更契約について（1）</p> <p>変更は、どの時期に発生するのか。</p> <p>○変更契約について（2）</p> <p>変更契約する工事の割合がかなり高い。また、工事によっては、変更金額がかなり大きい。入札する前の事前の調査が十分ではなかったのではないか。</p> <p>変更ができるのはやむを得ない場合という大原則が守られているか疑問に思う。変更契約の取扱いを厳しくしていく必要があるのではないか。</p> <p>○変更契約について（3）</p> <p>水道施設工事では、ほとんどの工事に変更契約がある。水道施設工事はパターン化されていて経験的に変更を予想できると思う。変更を予想した上で入札をして、変更を無いようにすることも可能と思うが。</p> <p>○変更契約について（4）</p> <p>この問題はいろいろと議論が出来る。これからも継続的に次回以降にも議論していきたい。</p>	<p>施工途中で設計と違う部分があれば変更を指示しており、工期の全般にわたって変更する時期はあります。</p> <p>設計積算は事前に調査をして、一定の基準に基づいて行っています。しかし予期せぬ現場状況の変化、地元からの要望、関係機関からの指導が変わること、現場が動き始めてからでないといけない部分等があるので、どうしても変更して施工しなければならないことがあります。</p> <p>本市の設計変更事務取扱要領、設計変更ガイドラインに沿って適正に処理していくよう指導していきます。</p> <p>水道施設工事については、発注前に十分現場立会をしています。地中に管を入れていく関係からどうしても変更しなければならない箇所が出てきます。最低限の部分において、どうしても変更しないと施工が出来ないため変更を指示しています。</p>

「3 議事（1）平成24年度の入札及び契約手続きの運用並びに実施状況について」

意見・質問	回 答 等
<p>○指名停止について(1)</p> <p>当市の入札で、落札業者が契約に応じなかったため指名停止となったものがあるが、どんな事情があったのか。また、その場合は、次点者が落札者となるのか。</p> <p>○指名停止について(2)</p> <p>指名停止は公正取引委員会の了承を得てするのか。それとも市独自に指名停止の条件を決めて行うのか。</p>	<p>落札業者は、落札後に業務内容を間違えて把握していたことに気づき、落札金額では契約履行は不可能であるとして契約に応じられませんでした。また、この場合は入札不調となり、再度入札をやりなおします。</p> <p>指名停止は、市の裁量権の範囲として行っています。指名停止の条件は本市独自に定めていますが、京都府のものにほぼ準拠しています。</p>

「3 議事（2）抽出工事に関する審議について」 関係

1 資産第51号 商工会館エレベータ改修工事・・・随意契約

意見・質問	回 答 等
<p>○随意契約について(1)</p> <p>随意契約を適用する根拠は。</p> <p>○ 随意契約について(2)</p> <p>代替性がないことをどのように調査し、判断したのか。</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」及び「福知山市財務規則の施行について(例規通達)」中の“契約の目的が代替性のないものであるとき”に該当すれば随意契約することができるので、この基準により随意契約を適用しました。</p> <p>この工事は、全面改修ではなく、既設機械の部品を使いながら部品供給ができない部分について部品交換を行うものであることから、当該エレベータの設置業者以外では、部品の調達及び施工は困難なものです。他社に本工事の施工が可能かどうか電話で聞き取り調査しましたが、各社とも不可能とのことでした。</p>

<p>○ 随意契約について(3)</p> <p>このような随意契約の根拠では不十分であり、確実性に欠けると感じられる。今後また同じような随意契約となる可能性があり、それを防ぐ必要がある。代替性があるかどうかについては、もう少し説明責任が果たせるよう調査しておく必要があると思う。</p>	<p>エレベータという特殊なものについて、設置業者は責任を持たなければなりません。よって、そこへ他社が改修等で参入することはできない状況があり、契約担当課としても他社ではできないと判断しましたが、今後は同様なケースの契約方法については検討したいと思いません。</p>
<p>○随意契約について(4)</p> <p>全体のシステムの中の部品の取り換えの場合は、施工業者は一者に限定されるのかもしれませんが、機械の総取替えをするなら、他社でもできる可能性は高いと思うが。</p>	<p>総取替えということになると、他の外装部分の撤去が多くなり、かつ新設する部品も多くなりますので、おそらく数倍高い値段になると思われます。</p>
<p>○随意契約について(5)</p> <p>どの部分の改修が必要か判断する段階でいろいろな業者に聴いて調査を進めていけば、全面的に取替をした方が良く、値段的に安くなるということもあるのではないかと。規格的にはほとんど同じだと思うので、かなりの部分で取替がある場合は、他の業者もやれないことはないと思うが。</p>	<p>エレベータについては、各メーカーの独自性があります。互換性があるものではないので、他社の規格のところには自社のものを持ち込むことについては、機能保証、安全性の保証に不安があることから、各メーカーはかなりの難色を示していることを確認しています。</p>
<p>○予定価格の設定について</p> <p>1者随意契約の場合、価格の設定が適切なのかということが重要になる。予定価格はどのように算定するのか。</p>	<p>該当メーカーから見積を徴取して、工事費を積算しています。ただし、全ての見積価格をそのまま採用するわけではなく、我々で積算できる部分については、独自に工事費を積算しています。</p>

<p>メーカーから見積を取って算定するのか。その場合、採用率は限りなく 100%に近付くことになると思うが。</p>	
--	--

2 農管第 11 号 平成 24 年度広域交通網整備促進事業地域ふるさと農道道路改良工事
(第 1 工区) …条件付一般競争入札

意見・質問	回 答 等
<p>○入札の対象について 単純な工事に思えるが、A 等級の業者のみを入札の対象とする必要があったのか。どのように決めたのか。</p> <p>○予定価格について(1) 予定価格に比べて、入札者全員がかなり低い価格で入札している。予定価格が高すぎるのではないか。実勢価格が安価である場合は、予定価格を変えることはできないのか。</p> <p>○予定価格について(2) 最新の実勢価格を用いているなら、入札価格は予定価格に近くなるはずだが、全者ともかなり低いのはなぜか。</p> <p>○予定価格について(3) ここだけではなく、どこでもそうだが、予定価格がマーケットプライスを反映していない。業者は受注意欲が高くて、宝くじに当たるような感じで入札している。一度試しに最低制限価格を予定価格にして</p>	<p>工事の規模を設計金額で計っておりまして、本市の取決めで、土木一式工事は 3 5 0 0 万円を超えたら、A 等級の業者で入札することになっています。</p> <p>予定価格は、仕様書、設計書に基づいて設定するもので、原則的に設計金額とほぼ同じになります。設計時に用いる材料単価や歩掛りは、国や府からいただいたもの、或いは市独自に見積を取ったものであり、最新の実勢価格で積算しています。</p> <p>この工事の発注時期は年度当初であったため、各社とも手持ち工事が少ない状態にあり、受注意欲が高かったため最低制限価格付近を狙って熾烈な競争をされたと思います。</p> <p>マーケットプライスを作る場合、市単独で根拠のあるものを作ることは現状では難しいです。こういった単価は、国や府など大きなところが調査したものをいただいているので、市単独で決めていくことは困難です。</p>

<p>やってみてはどうか。予定価格がマーケットプライスを反映するよう変える必要がある。積算基準が設定される時期と、実際に工事発注する時期にはタイムラグがあり、実勢価格と差が生じる。いかにして予定価格をマーケットプライスに近づけていくかを考えないといけない。</p> <p>○予定価格について(4)</p> <p>市から府へマーケットプライスを反映してないことを説明して、積算基準をマーケットプライスに近付けるよう府を説得するという努力が必要と思う。</p>	
--	--

3 教総第 32 号 (仮称) 夜久野学園整備工事に伴う電気設備工事…指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○入札辞退理由について</p> <p>この入札では 1 者入札辞退されているが、理由は何か。</p> <p>○業者選定について(1)</p> <p>A 等級の業者で入札を行っているが、技術者の配置が困難な業者も A 等級に入っているのか。</p> <p>○業者選定について(2)</p> <p>A 等級 8 者による指名競争入札だが、どういう基準で選んだのか。</p>	<p>技術者の配置が困難であるというものでした。</p> <p>等級は経審の点数で決めています。経審は、完成工事高、経営規模、経営状況、技術力、社会性等を考慮して客観的に数値化したものなので、総合的な数値により等級は決められています。</p> <p>この工事の設計金額の場合、本市の発注基準では A 等級または B 等級の業者で入札することになります。しかし、本工事は工期的に厳しいこと、また、同じ現場で建</p>

<p>○業者選定について(3)</p> <p>A等級の業者だけで入札するのではなく、B等級の業者も入れて入札することに意味がある。そうすることにより競争性を重視した入札になる。</p> <p>○発注時期について</p> <p>早期発注を指示していると資料にあるが、発注側の仕事の割り振り方により発注時期が偏り、その結果、入札辞退者があつたり、落札率が高くなつたりする。そういう状況を作っているのは、入札担当課であり、その責任を自覚する必要がある。発注時期をある程度ばらつくようにして入札参加者が多くなるような状況を作っていくことが重要だと思う。</p>	<p>築工事も含めて4件の別工事が施工されるため、現場の管理能力が必要であることから、能力の高いA等級の業者のみによる入札とし、A等級に登録された業者を全て指名しました。</p> <p>委員の方々の意見を参考にして検討していきたいと思っています。</p> <p>発注時期については、毎年3月に次年度発注工事に関して、適正な工期などを審議した上で発注時期を決めています。</p> <p>本件は夜久野学園の電気工事ということで、開校の時期が決まっていたため、工事が同時期に集中したという特異性がありました。施設によって開設日が決まっていることにより、バランスの悪い発注となる年もあります。</p>
--	--

4 水道工第8号 堀浄水場次亜注入整備更新工事・・・指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○業者選定について(1)</p> <p>地域性を考慮し選定したとあるが、地域性とはどのようなことか。</p>	<p>市内に本社本店を有する業者ということで、A等級の業者8者とB等級の業者2者の、あわせて10者を選定しました。工事規模によって、指名業者数はなるべく10者にするという本市の基準がありまして、A等級の業者は8者しかいないため、B等級の業者から2者選定して入れま</p>

<p>○業者選定について(2) 工事場所に近い業者を選ぶことは適切か。</p> <p>○業者選定について(3) A等級の業者は地域性を考慮しないが、B等級の業者は地域性を考慮するということの合理性は。</p> <p>○業者選定について(4) 道路工事等なら地域性もわかるが、市の浄水場の更新工事に同じ市内の業者の地域性を考慮する必要があるのか。また、指名業者を10者にするという基準に根拠があるとは思えない。見直す必要があるのではないか。 競争を真剣にやらせる気があるのか非常に疑問に感じる。</p>	<p>した。B等級については、所在地が工事場所の近隣にある業者を選んでいきます。地域性という場合は、その工事場所の近隣業者を選定しています。</p> <p>B等級の業者は他にもありますが、特にライフラインの中心になる施設でもありますので、保守管理・メンテナンスも含めて即座に対応できるよう最寄りの業者を選びました。</p> <p>指名業者数はなるべく10者にするという基準に合わせて、このような選び方をすることもあります。</p> <p>できるだけ競争性が高まる方法を検討していきたいと思えます。</p>
--	--

5 水道工第 15 号 前田地内市道前田観音寺線他上水道配水支管付設工事・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○参加業者数について 入札参加業者は17社だが、これは想定された数か。</p>	<p>入札参加条件に見合った業者としては、このくらいになると思います。</p>

<p>○同種の工事件数について</p> <p>この種別の工事はよくあるのか。毎年何件くらいあるか。</p>	<p>小さい工事も含めて、配水管の付設替工事は年間 20～30 件あります。本案件のような一般競争入札となる規模のものになりますと、年間 3 件ほどです。</p>
<p>○失格者が多いことについて</p> <p>厳しい競争の結果、最低制限価格未満の業者が多く出たのか。</p>	<p>設計額が大きくなるほど諸経費率は小さくなり、直接工事費の割合が大きくなります。また、最低制限価格の計算式により、直接工事費の割合が高いほど予定価格に対する最低制限価格の率が高くなります。よって通常は 80 数%で落札となっていたところが、今回は設計額が大きかったため通常より最低制限価格の率が高くなり、最低制限価格未満の業者数が多くなったのではないかと考えています。</p>
<p>○PFIについて</p> <p>このような工事はPFIの手法はなじまないのか。</p>	<p>この規模の工事であれば、通常のやり方で地元の業者でやっていただきたいと考えています。</p>